

資料編

1 計画策定の経過

時 期	内 容
令和6年2月20日	市議会市民教育厚生委員会 主な議題 ・大牟田市こども計画について（策定の趣旨、進め方 など）
令和6年3月8日	令和5年度 第4回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・大牟田市こども計画について（策定の趣旨、進め方 など） ・大牟田市こども計画に係るニーズ調査の実施について（調査概要、調査項目 など）
令和6年3月18日	令和5年度 第4回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・大牟田市こども計画について（策定の趣旨、進め方 など） ・大牟田市こども計画に係るニーズ調査の実施について（調査概要、調査項目 など）
令和6年7月5日	大牟田市子ども・子育て会議条例改正 改正概要 ・市町村こども計画を審議するため、趣旨及び担当事務を改正 ・委員数を14人から20人に増員し、「経済団体」と「大学又は高等専門学校の学生」を追加
令和6年7月1日 ～7月19日	大牟田市子ども・子育て会議 市民委員募集 ・広報おおむた、市ホームページ、LINE、教育・保育施設や学童保育所等でのポスター掲示により周知 ・募集3人に対し4人応募
令和6年7月1日 ～7月22日	大牟田市こども計画に係る市民アンケート調査 ・実施概要はP.14、調査結果はP.15～20に記載
令和6年8月9日 （書面開催）	令和6年度 第1回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・大牟田市こども計画策定に係る市民アンケートについて（調査票、実施状況の報告）
令和6年8月20日	令和6年度 第1回大牟田市子ども・子育て会議 ・委員20人に委嘱 主な議題 ・大牟田市こども計画策定に係る市民アンケートについて（調査票、実施状況の報告）
令和6年9月30日	令和元年度 第2回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・大牟田市こども計画策定に係る市民アンケートの結果について ・大牟田市こども計画の骨子案について（計画の概要、大牟田市の現状と課題等）
令和6年10月7日	令和6年度 第2回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・大牟田市こども計画策定に係る市民アンケートの結果について ・大牟田市こども計画の骨子案について（計画の概要、大牟田市の現状と課題等）

時 期	内 容
令和6年11月7日	市議会市民教育厚生委員会 主な議題 ・大牟田市こども計画策定に係る市民アンケートの結果について ・大牟田市こども計画の骨子案について (計画の概要、大牟田市の現状と課題等)
令和6年11月21日	令和6年度 第3回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・大牟田市こども計画の案について (基本目標と具体的な取組、子ども・子育て支援事業計画部分等)
令和6年12月18日	市議会市民教育厚生委員会 主な議題 ・大牟田市こども計画（案）について (基本目標と具体的な取組、子ども・子育て支援事業計画部分等) ・市民意見募集の実施について
令和6年12月23日	令和6年度 第3回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・大牟田市こども計画の案について (基本目標と具体的な取組、子ども・子育て支援事業計画部分等)
令和7年1月6日 ～令和7年1月31日	市民意見募集（パブリックコメント）実施 ・寄せられた意見等はP.72～78に記載
令和7年2月7日	令和6年度 第4回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・大牟田市こども計画（案）の市民意見募集結果について ・大牟田市こども計画の最終案について
令和7年2月21日	市議会市民教育厚生委員会 主な議題 ・大牟田市こども計画（案）の市民意見募集結果について ・大牟田市こども計画の最終案について
令和7年3月13日	令和6年度 第4回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・大牟田市こども計画（案）の市民意見募集結果について ・大牟田市こども計画の最終案について
令和7年3月	大牟田市こども計画策定

2 大牟田市子ども・子育て会議

(1) 大牟田市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として設置する大牟田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務

(2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 経済、教育、福祉、保健若しくは医療に関する団体の代表者又はその団体から推薦を受けた者

(3) 公募による市民

(4) 市立小学校の校長

(5) 大学又は高等専門学校の学生

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日条例第30号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年6月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市子ども・子育て会議条例（以下「旧条例」という。）の規定により大牟田市子ども・子育て会議の委員に任命され、又は会長若しくは副会長に互選されている者は、改正後の大牟田市子ども・子育て会議条例（以下「新条例」という。）の規定により大牟田市子ども・子育て会議の委員に任命され、又は会長若しくは副会長に互選されたものとみなす。この場合において、新条例の規定により委員に任命されたものとみなされる者の任期は、旧条例の規定により委員に任命されている者の任期の残任期間（以下「旧条例による委員の残任期間」という。）とする。

(新たに委員となった者の任期)

- 3 この条例の施行の日から旧条例による委員の残任期間の末日までの間において、委員の増員のために新たに大牟田市子ども・子育て会議の委員に任命された者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧条例による委員の残任期間の末日までとする。

付 則 (令和6年7月5日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 大牟田市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	団 体 名	氏 名	備 考
学識経験者	前大牟田市教育委員会教育長	宮田 忠雄	会長
福祉団体の関係者	甘木山学園	坂口 明夫	
	大牟田市保育所連絡協議会	猿渡 保生	
	大牟田市民生委員・児童委員協議会	奥 蘭 睦子	
	大牟田市社会福祉協議会	内田 勉	R6. 7. 1 から
		馬場 朋文	R6. 6. 30 まで
	大牟田市学童保育所・学童クラブ 連絡協議会	福島 昭二	R6. 7. 1 から
		早川 由美子	R6. 6. 30 まで
	福岡県障がい児等療育支援施設 (りんどう学園)	北野 真由美	
保健医療団体の関係者	大牟田医師会	辻 裕子	副会長
教育団体の関係者	大牟田市小学校長会	古賀 初	R6. 7. 1 から
		堤 さゆり	R6. 6. 30 まで
	大牟田市立小・中・特別支援学校 PTA連合会	坂口 志津香	R6. 7. 1 から
		西田 真理	R6. 6. 30 まで
	大牟田地区私立幼稚園協会	安元 大介	
	スクールソーシャルワーカー	高口 恵美	R6. 7. 1 から
	大牟田市子どもの居場所等連絡 協議会	齊木 聖子	R6. 7. 1 から
経済団体の関係者	大牟田商工会議所青年部	吉川 哲平	R6. 7. 1 から
	大牟田青年会議所	城戸 信清	R7. 1. 20 から
		坂上 沙織	R6. 7. 1 から R6. 12. 27 まで
若者 (学生)	帝京大学学友会	野口 理穂	R6. 7. 1 から
	有明工業高等専門学校 学生	田中 凜太郎	R6. 7. 1 から
市民公募委員	※幼稚園・認定こども園児の保護者	阿野 奈々美	R6. 7. 1 から
		妹尾 嘉奈子	R6. 6. 30 まで
	※保育所児童、小学生の保護者	一木 香織	R6. 7. 1 から
		渡部 綾	R6. 6. 30 まで
	※保育所児童、小学生 (学童保育所) の保護者	尾下 愛美	R6. 7. 1 から
		井形 美里	R6. 6. 30 まで

3 大牟田市子ども・子育て委員会

(1) 大牟田市子ども・子育て委員会要綱

(設置)

第1条 本市において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく大牟田市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進を図るとともに、子どもやその保護者に関する行政施策を総合的かつ効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大牟田市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び推進に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援施策の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部子ども未来室長を、副委員長には保健福祉部子ども未来室子ども育成課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 事業計画の策定及び推進に関する具体的な事項について調査し、研究し、及び協議するため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員の属する課の職員をもって構成する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、保健福祉部子ども未来室子ども育成課に事務局を置く。

- 2 委員会の事務局は、保健福祉部子ども未来室子ども育成課の職員をもって構成する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

部 名	職 名
企画総務部	総合政策課長
市民協働部	生涯学習課 地域学習担当課長
	人権・同和・男女共同参画課長
保健福祉部	保健福祉総務課 企画担当課長
	福祉支援室 福祉課長
	福祉支援室 福祉課 障害福祉担当課長
	子ども未来室 子ども家庭課長
教育委員会事務局	学校教育課長
	学校教育課指導室長

(2) 大牟田市子ども・子育て委員会名簿

令和5年度

役 職	氏 名	職 名
委員長	原 美佳	保健福祉部 子ども未来室長
副委員長	吉澤 恵美	保健福祉部 子ども未来室 子ども育成課長
委 員	新田 成剛	総合政策課長
	村上 陽子	生涯学習課 地域学習担当課長
	平田 浩司	人権・同和・男女共同参画課長
	前田 宣博	保健福祉総務課 企画担当課長
	大曲 美絵	福祉支援室 福祉課長
	鷹尾 俊介	福祉支援室 福祉課 障害福祉担当課長
	橋本 強	子ども未来室 子ども家庭課長
	小宮 武	学校教育課長
	杉野 浩二	学校教育課指導室長

令和6年度

役 職	氏 名	職 名
委員長	原 美佳	保健福祉部 子ども未来室長
副委員長	橋本 浩二	保健福祉部 子ども未来室 子ども育成課長
委 員	新田 成剛	総合政策課長
	浦川 一浩	生涯学習課 地域学習担当課長
	佐藤 恭代	人権・同和・男女共同参画課長
	前田 宣博	保健福祉総務課 企画担当課長
	大曲 美絵	福祉支援室 福祉課長
	岡村 潤子	福祉支援室 福祉課 障害福祉担当課長
	橋本 強	子ども未来室 子ども家庭課長
	田上 修	学校教育課長
	杉野 浩二	学校教育課指導室長

4 市民意見募集で寄せられた意見等

(1) 意見提出数 23 件（提出した市民 6 名）

(2) 意見の内容及び回答

①市民意見の回答区分

回答区分	件 数
意見を踏まえて修正	3 件
参考意見とするもの	13 件
その他（質問）	7 件

②具体的な市民意見及び回答

以下のとおり

No.	該当ページ	寄せられた意見	市の回答・考え方 等	対応
1	5	出生数・出生率の推移において、令和2年から令和4年までの出生数が12ページの0歳の数値と合致していません。統計の基準日の相違等何か理由があるのでしょうか。	出生数は1年間に生まれた子の合計数です。一方、12ページの児童人口の実績における0歳の数は、4月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている0歳児の数であるため、出生数とは数値が異なっています。	質問回答
2	6	女性の年齢別就業率の推移において、「M字カーブ」と記されていますが、M字には見えないので他の表現にした方が良いのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正内容】 結婚や出産を機に一旦離職すること等による減少は、平成27年の調査と同様に <u>少なくな</u> っています。	修正
3	7	育児休業の取得率の推移において、全国の市区町村の女性職員の令和5年度の数値が100.1%と記されていますが、100%を超える理由を教えてください。また、大牟田市における男性の子育て目的の特別休暇取得率が令和4年度から令和5年度で約6%減少した理由を教えてください。	育児休業取得率は、当該年度中に新たに子が生まれた職員数（取得可能となった職員数）（＝分母）に占める当該年度中に新たに育児休業を取得した職員数（＝分子）の割合を示しています。例えば、令和4年度に子が生まれた職員が令和5年度になって育児休業を取得した場合、令和5年度の育児休業取得率の計算において、この職員は分子にだけ含まれることになります。このため、取得率が100%を超える場合があります。 ご意見を踏まえ、100%を超える理由について、育児休業取得率の注記に追記します。 また、大牟田市における男性の子育て目的の特別休暇取得率が令和5年度に減少した理由は、休暇を取得できなかった職員がいたためですが、取得できなかった理由は把握していません。	修正
4	8	児童発達支援等の利用者数の推移において、毎年利用者が増加していますが、その理由が分かれば教えてください。	発達障害に関する認知が進んだことや、障害児通所支援事業所の開設や定員増により利用がしやすくなったことなどが要因と考えています。	質問回答

No.	該当ページ	寄せられた意見（原文校正）	市の回答・考え方 等	対応
5	9	教育相談の推移において、不登校の相談件数が毎年増加していますが、その理由は把握されているのでしょうか。また、改善に向けての対策は講じられているのでしょうか。	不登校の理由は複雑化・多様化しており、様々な背景があります。近年の傾向としては、小中学校とも生活リズムの不調に関する相談件数が多く、スマートフォン等の所持年齢が低年齢化していることとも関連していると考えています。そのため、各学校で保護者と連携して「早寝早起き朝ごはん運動」を推進しています。また、学校生活に対してやる気がでない等の相談も多いため、児童会・生徒会活動を充実させて居心地のよい学校を目指すとともに、各学校の特色を生かした魅力ある学校づくりを進めています。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、児童生徒の心のケアを行うとともに、家庭に対する支援も実施しています。	質問回答
6	10	支援が必要な小・中学生の児童生徒の推移において、全児童生徒数が減少しているのに、支援が必要な児童生徒数や出現率が増加していますが、特別な理由があるのでしょうか。	令和4年12月に文部科学省から出された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」において、「増加の理由を特定することは困難であるが、教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。」とあるように、特別支援教育への理解が進んだことが理由の一つとして考えられます。	質問回答
7	11	就学前児童・小学生児童の人口の推計値で、0歳の人口は減少するものの、令和9年から対前年比の減少率がわずかながら改善される数値になっています。減少が改善されると想定される理由を教えてください。 また、就学前児童・小学生児童の人口の推計値で、0歳が1歳、2歳・・・となるにつれて人口が増加していますが、要因は何なのでしょうか。	0歳児の推計人口は、15～49歳の女性の年齢別変化率を算出し、取得可能な直近の実績である令和4年の出生率と年齢別に掛け合わせたものを合算することで算出しています。推計する5年間の各年で15～49歳となる女性の人数が年齢別にばらつきがあるため、0歳児の減少率は一定とはなっておりません。 また、0歳児以外の児童人口の推計は、令和2年から6年の過去5年間における4月1日時点の大牟田市住民基本台帳年齢別人口をもとに、年齢別変化率平均を算出し、コーホート変化率法で推計しています。 過去5年間の実績において0→1歳、1→2歳…の変化率平均が1を超えている部分については、推計値も増加しています。	質問回答
8	13	情報発信に力を入れてほしいという意見がある中で、私は大牟田市の公式ラインに登録していますが、このアンケートフォーム（市民意見募集）の話が通知されなかったのは、ダメなんじゃないのでしょうか。	大牟田市公式LINEについては、登録された時点では、防災情報や緊急情報、その他登録者全員にお知らせが必要な情報を通知する仕様になっており、子育て情報や観光・イベント情報など、受信したい情報がある場合は、登録後に受信設定をしていただく必要があります。 今回の意見募集については、受信設定で「ジャンル」の「子育て」または「お出かけ、市からの情報」の「その他、市からのお知らせ」の受信設定をされている方に通知しています。	参考意見

No.	該当 ページ	寄せられた意見（原文校正）	市の回答・考え方 等	対応
9	16	子ども医療費について、幼児小中学生だけでなく、高校生まで助成の対象にしてほしい。	子ども医療費については、令和7年1月から助成拡充を行っており、通院医療費については、就学前まで無料、小・中学生は500円に引き下げ、入院医療費については中学生まで無料としています。対象を高校生まで拡大する場合、更に多くの財源が必要となりますので、本市単独の財源で実施することは現時点では難しい状況です。このため、国や県に対し、制度の見直しや財政支援について要望を行っているところです。今後、国や県の動向を注視しながら、更なる支援の拡充について検討していきます。	参考意見
10	19	アンケートで「こどもの遊び場・居場所が少ない」という回答が50%弱を占めています。これに対し、市の対策は45ページかと思いますが、既存施設の改修だと遊び場は増えないと考えますが、どうでしょうか。 47ページの成果指標では、「居場所」の数は増える見込みですが、「遊び場」の数も増やして市民の不満を解決しないと、子育てをしやすいと思う市民は増えないと思います。	こどもの遊び場や活動する場の充実に当たっては、新たな施設の整備には多額の費用が必要になるため、民間施設も含めて、既存施設の機能充実や空きスペースの有効活用をしていきたいと考えています。また、アンケート調査では、休みの日や雨の日に子どもを連れて行ける場所が不足しているという声も多くいただいていますので、そうしたニーズも踏まえながら、遊び場の確保を検討していきます。	参考意見
11	32	母親が主に子どもを育てるということが定着しすぎています。昨今、父親の育児参加が増えてきているのも事実ですが、まだまだ意識の上では足りてないと思います。 小さい時から性教育を充実させることで、命の尊さ、お父さんお母さん2人で小さい命を育ていくことの責任、喜び、希望、そういったものが芽生えて、いずれ花を咲かせるのではないのでしょうか。 ただ、家事を分担して子どもにご飯を食べさせることが育児ではありません。こどもの成長に向けて、両親で話し合い、助け合い、支え合い協力していかなければなりません。やむを得ず離婚をすることになっても、こどもが大人になるまで、その義務を果たす責任があるということを、こどもの頃からきちんと教育することの重要性に気づいてほしいです。	就学前児童の保護者へのアンケート調査では、子育てを主に行っているのは「父母ともに」が60.9%（5年前の前回調査では53.7%）、「主に母親」が37.8%（前回43.6%）となっており、父親の育児参加が進んできている状況がうかがえます。しかし、いまだ4割近くが「主に母親」という回答になっていることから、共働き・共育てをしやすい環境づくりを更に進めていくため、事業者等への働きかけや啓発等に取り組んでいきます。 また、結婚や子育てを含んだ将来のライフプランを考えるに当たって、その前提となる妊娠・出産・子育て等に関する正しい知識や情報を適切な時期に得ることが重要です。このため、市内の小中学校では、大牟田市立病院の助産師や県から紹介されるアドバイザーなど、様々な外部講師を招き、命の尊さや性について学ぶ性教育に取り組んでいます。	参考意見

No.	該当 ページ	寄せられた意見（原文校正）	市の回答・考え方 等	対応
12	32	基本施策１の施策推進の視点１にこども・若者の権利の保障が書かれ、こどもたちの意見を尊重してともに施策を進めるとされているのが良いと思いました。権利の保障が、こどもたちの主体性を育み、主権意識の育ちにつながることを期待します。また、一部のこどもたちの意見表明や参画というのではなく、例えば、学校などを通してすべてのこどもたちが意見を出し合える機会を設けることも望まれます。特に、学校に行けていないこどもたちの声を聞くには、更なる工夫が必要だと思います。	こどもや若者の意見を聴くに当たっては、積極的に意見を言える・言いたいこどもや若者だけでなく、様々な状況にあるこどもや若者が参画できる場や機会を確保し、多様な意見を聴くように努めていく必要があると考えています。このため、国や他自治体の取組などを研究しながら、こどもや若者が参加しやすく、安全・安心に意見を伝えられる仕組みづくりや環境づくりに取り組んでいきます。	参考意見
13	34	乳幼児健診や予防接種は、以前のように、市内の保健センターのようところで同じ月齢の子たちを対象に実施すれば、親同士知り合う機会にもなります。 また、共働きの方のために、月に一度、予約制でもいいので、夕方から健診や予防接種を受けられるようにするとか、医師会に働きかけるなどできないでしょうか。	乳幼児健診や予防接種は、かかりつけ医を通じて各家庭が柔軟に受けられるよう、市内の医療機関で個別に実施しています。健康相談を含めた日常的なフォローが受けられるため、継続的な健康管理にもつながると考えています。また、１歳６か月児と３歳児の歯科健診は保健センター「らふる」で月２回、集団で実施しています。 共働き家庭に配慮した健診・予防接種の実施については、いただいたご意見を大牟田医師会と共有しながら、より良い環境づくりに努めていきます。	参考意見
14	34 43	保育料や授業料が無料だから、子ども手当がもらえるからとか、そんな安易な策で釣られるような親の中に、子どもをきちんと見てくれる人がどれくらいいるのでしょうか。 もちろん、病気などを理由に仕事に就けず、助かっている方もいると思うので、それはそれで役に立っているとは思いますが、目先のお得さだけではなく、長い目で見て、必要な知識を身につけたり、必要なケアを行えるような体制を整えていただけるようお考えください。	安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを目指し、妊娠届時から妊婦全員に面談をし、妊娠後期には電話等による相談を行っています。出産後には全ての家庭に助産師や保健師が訪問することにより、育児不安や負担を軽減するための伴走型相談支援に取り組み、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。また、妊婦やパートナーを対象とする「パパ・ママ育児専科」を開催し、出産・育児に関する知識について学び、妊婦やパートナーの絆とともに親子の関係性を育み、参加者同士の交流を図っています。さらに、１歳未満の赤ちゃんや保護者を対象に「赤ちゃん広場」を開催し、参加者同士の交流を通して、育児不安等の解消を図っています。加えて、地区公民館等で幼児・小学生・中学生の保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会づくりに取り組んでおり、引き続き充実を図っていきます。	参考意見

No.	該当 ページ	寄せられた意見（原文校正）	市の回答・考え方 等	対応
15	35 38	昔より少しずつ子育てしやすいまちになっているのかもしれませんが、他の市町村で実施していると聞いた保育料 0 歳児無償化を切に願います。我が家で言えば、上の子と下の子が 6 学年離れており、下の子が 0 歳児から保育料を払っていますが、半額にならず全額負担しており、更に上の子の学童の利用料を払っています。大変生活が苦しいです。せめて、上の子が在園中でなくても 2 人目を半額にしてほしいです。	保育所等を利用する 0 歳児から 2 歳児については、世帯の市民税の課税状況や課税額に応じて、保護者の皆様に保育料を負担していただいています。この保育料については、国が標準的な金額（月額保育料）を設定していますが、本市では、保護者の経済的負担を軽減する観点から、一定の市費を投じて、階層区分を細分化するとともに国の設定額よりも安い金額としています。そうした取組に加え、0 歳児の保育料無償化や多子世帯の保育料負担の軽減を実施する場合、更に多くの財源が必要となりますので、国や県の財政負担なしに本市単独の財源で実施することは現時点では難しい状況です。また、多子世帯の保育料軽減については、国の制度に基づき実施していますが、同じ多子世帯でありながら、きょうだいの年齢構成や所得の状況によって軽減や免除が適用されない場合があります、不合理な格差が生じていますので、国や県に対し、制度の拡充や財源の支援を要望しているところです。今後、国や県の動向を注視しながら、更なる保育料負担の軽減について検討していきます。	参考意見
16	37	「障害」という表記が使用されていますが、大牟田市のホームページでは「障がい」と表記されています。同じ市の文書でありながら使い分けている理由を教えてください。	本市では国の表記と合わせて「障害」の表記を基本としており、本計画でもそのように表記しています。ただし、福岡県は「障がい」の表記を使用しているため、県の文章を引用・転記している場合や、県からの通知を掲載している場合などにおいて、「障がい」の表記となっていることがあります。	質問回答
17	39 40	小学校や中学校で、支援員を増やしたり、支援員の定期的な講習を行うなどして、教員の負担を減らすことはできないでしょうか。インフルエンザなどの感染症が流行する兆しが見えた時点で、せつかく 1 人 1 台タブレットを配布しているので、希望者だけでも早めにオンライン授業に切り替えることはできないでしょうか。	教職員の業務内容が増大する中、市教育委員会では、「大牟田市教職員の働き方改革取組指針」（平成 31 年 4 月策定、令和 5 年 3 月改定）に基づき、教職員の意識改革、業務改善の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の 4 つの観点で、教職員の長時間勤務の改善に取り組んでいます。教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の具体的な取組として、教職員の多忙な業務を軽減し、児童生徒への指導や支援の時間が確保できるよう、訪問指導員、学習指導員、スタディサポーター等の配置や派遣をしています。また、教職員が困難な課題を抱え込むことのないよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールサポーターの配置や派遣も行っています。感染症罹患者が増加した場合のオンラインでの対応については、学級閉鎖を行った場合に、適宜、状況に応じて実施を考えていきます。	参考意見

No.	該当ページ	寄せられた意見（原文校正）	市の回答・考え方 等	対応
18	41	【取組 3-②】学校・家庭・地域の連携で「響育」と記されていますが、地域にはどのようなことを求める予定ですか。	小中一貫教育を推進していくに当たって、小中学校の教職員が教育目標と目指す児童生徒像を共有し、義務教育の9年間を見通した教育課程を編成して、系統的・連続的な指導を目指しています。その中で、学校と地域をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を順次配置しています。学校と地域が連携・協働して、学校の教育活動を充実させていくとともに、地域の方々も学校教育活動や地域活動への参画により、生き生きと活動できるようにすることで、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」を目指していきます。まずは、各中学校区に学校運営協議会を設置し、PTA や地域の代表の皆様等と協議しながら進めていきます。	質問回答
19	44	18 歳までの事業の支援は楽しい取組のひとつです。採用された事業はライン等で発信いただき、街で応援していきたいですね。	本市では、令和2年度から、高校生がまちづくりに関わる活動を支援する取組を実施しています。今年度は、高校生等が部活動のように集まって、自分たちでできることを考え、企画し、地域のために活動する「高校生まちづくり部」を立ち上げ、まちのゴミ拾い活動やイベントのお手伝い等に参加しています。こうした活動の様子については、市ホームページに加え、Instagram等で情報発信を行っています。今後も様々な方々に応援していただけるよう、印刷物やSNSを活用して情報発信していきます。	参考意見
20	44	第3章の「基本目標と基本施策」の中には、福祉的な面からの取組が書かれていますが、それだけでは足りないと思います。心豊かな子どもたちの育ちには、文化環境が大きく影響すると思います。大牟田市には、文化会館や図書館、絵本美術館などの文化施設や動物園や諏訪公園などがあり、それぞれの施設の努力はもちろん見えますが、充分とは言えません。特に、子どもたちのための文化施設は少なく、動物園の中にある絵本美術館のみでしょうか。施設面や入館料などの利用しやすさなどが大事だと思います。大牟田市のすべての子どもたちの生活の中に、様々な文化に触れ心豊かな時間を保障できる文化施策を望みます。子どもたちが安心して自由に足を運べる文化施設が必要です。	本市では、大牟田市文化芸術振興プラン（2024～2028）に基づき、文化芸術を通して子どもや若者の未来を育む取組を進めています。具体的には、文化芸術活動者を学校へ派遣し、学校教育の中で様々な文化芸術に触れる機会づくりを行う事業や、演劇鑑賞等を通じてこどもの好奇心や感性等を育み、自らが文化芸術に取り組むきっかけづくりを行う事業などに取り組んでいます。また、市内在住の小・中・特別支援学校の児童生徒が毎年2月に開催される日本フィルハーモニー交響楽団大牟田公演を無料で鑑賞できる事業も行っています。市内の文化施設では、子どもたちが文化芸術に触れる様々な機会が設けられていますが、このうち、大牟田文化会館内にあるプラネタリウムにおいては、市内小・中・特別支援学校の児童生徒が、教育課程としてプラネタリウムを観覧するときは、年1回に限り観覧料が無料となる制度が設けられています。また、カルタックスおおむた内にある三池カルタ・歴史資料館は、指定管理者の判断で入館料が無料となっているなど、子どもたちが気軽に学習や文化芸術に触れる機会が設けられているところです。今後も文化芸術振興プランに基づき、こどもの頃から文化芸術に触れることができる取組を進めていきます。	参考意見

No.	該当 ページ	寄せられた意見（原文校正）	市の回答・考え方 等	対応
21	46	成果指標の「学校や地域のために何かをしてみたいと答えた生徒の割合」には違和感を感じました。 「〇〇のために何かをしたい」という気持ちは、この地域に住んで良かった、この学校でこんな仲間に出会えて良かったといった自己肯定感や幸福度を上げることからしか生まれないと思います。成果指標に設定するのなら、まずは自己肯定感などを聞いてみてはどうでしょうか。また、こどもたちが社会に能動的に関わることができるような具体的な施策も必要なのではないかと思いました。	本計画の基本目標を「未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち」としており、こどもや若者のウェルビーイングを高めていくことが重要と捉えているため、成果指標の1つに「こどもの幸福度」を設定しています。 自己肯定感については、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査（対象：小学6年生、中学3年生）の中で把握しており、地域や社会貢献に関する質問も同調査で設定されています。 各学校において、ESD/SDGsを推進しており、様々な取組による学びを通して、地域や社会に能動的に参画しようとする児童生徒を育てていきます。	参考意見
22	50 51	就学前児童の人口は毎年変動していくのに（12ページ）、教育・保育の各認定区分の量の見込みが、各年度の児童数に対し同じ比率で計算されているのはなぜでしょうか。	教育・保育の認定区分ごとの量の見込みは、過去の利用者数の実績から児童人口に対する認定区分ごとの利用者数の割合（平均利用率）を算出し、児童人口の推計値に平均利用率を乗じて算出しています。 ご意見を踏まえ、量の見込みの算出方法について追記します。	修正
23	—	少子化を食い止めるために試行錯誤されてあることは分かりました。こどもたちや親御さんたちの意見も頷けるものでした。今のこどもたちが、親の姿を見て、将来自分も親になってこどもを産み育てたいと思える機会が果たして幾度としてあるのでしょうか。今のこどもたちの中には、生きづらさや孤独を感じている子も多いです。それがグレイゾーンの子たちが増えていることからもうかがえると思います。親御さんたちも大なり小なり心を病んでいる方も多くいます。核家族化、貧困、社会に対する不平不満、良くも悪くも個々の考え方の多様化、高学歴化、不十分な性教育、平和ボケ、ネット上からの情報過多など様々なことが原因ではないのでしょうか。親子が楽しく生活できるように整えれば、心が満たされ、こどもたちも将来こんな家庭が築きたいと希望を持って成長できる。そうすれば、少子化の問題も解決していくのではないのでしょうか。お金をばら撒いても解決しません。こどもを持つ親への手厚いサポート、こどもたちへの性教育を含めた教育などが足りていないと思います。	近年、少子化の進行をはじめ、家庭や社会における子育て力の低下、児童虐待やいじめ、不登校、貧困、ヤングケアラーなど、こどもや子育てを取り巻く状況は深刻化しており、その対応が喫緊の課題となっています。こうした中、こども基本法に基づき国が定めている「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」と位置付け、その実現を目指すこととされています。そうした社会の実現に向けて、本市においても、「大牟田市子ども・子育て応援条例」を制定し、こどもの最善の利益を第一に考え、まち全体でこどもの成長と子育てを応援していくこととしています。本計画はそのため必要な施策・取組をまとめたものとなっていますので、こどもたちが将来に希望を持てるよう、本計画に基づき、着実に取組を進めていきます。	参考意見

5 大牟田市子ども・子育て応援条例

子どもたちは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在です。そして、まちの未来、社会の未来を創り出す「宝」です。

しかし、近年、少子化の進行をはじめ、家庭や社会における子育て力の低下、子どもが巻き込まれる事件・事故の多発等、子どもをめぐる様々な問題が顕在化・深刻化しており、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした厳しい状況にあっても、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指していくためには、私たちみんなで子どもたちを見守り、育んでいく必要があります。

このような考えのもと、子どもたちが有明海や三池の山々に抱かれた自然豊かなこのまちで、家族や友人、地域住民の深い愛情と理解に包まれて育ち、将来に向かって大きく羽ばたくことを願い、まち全体で子どもの成長と子育てを応援していくため、ここに大牟田市子ども・子育て応援条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育てを応援するための基本理念を定め、子どもの権利、子どもが大切にすること、市の責務並びに保護者、学校等、地域住民及び事業者の役割等、子ども・子育てを総合的に応援していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちにしていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通い、又は入所等をするにより、支援を受け、学び、又は育つための施設をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う非営利の団体等をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子ども・子育ての応援は、次に掲げる事項を基本理念として、市全体で推進するものとする。

- (1) 全ての子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えること。
- (2) 市、学校等、地域住民及び事業者は、協働で子ども・子育ての応援に取り組むこと。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約を踏まえ、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

- (1) 自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる権利
- (2) 差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる権利
- (3) 多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる権利
- (4) 自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる権利
(子どもが大切にすること)

第5条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項を大切にしよう努めるものとする。

- (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。
 - (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。
 - (3) 遊び及び学びを通して、豊かな人間性及び社会性を養うこと。
 - (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。
- (市の責務)

第6条 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、誰一人取り残されことなく健やかに成長することができる環境の整備に取り組まなければならない。

- 2 市は、保護者、学校等、地域住民及び事業者との連携に努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して子どもの育成と子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 3 市は、子どもの視点や意見を反映させて子ども施策に係る取組を推進しなければならない。
- 4 市は、この条例が目指すものや内容を子どもにも大人にも分かりやすく広めなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てに大きな役割があることを認識し、子どもに愛情を持って接するとともに、状況に応じて周囲から必要な支援や協力を得て、子どもを守り育てよう努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもが安心して生活することができる養育環境をつくるよう努めるものとする。
- 3 保護者は、子どもが豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう、子どもの人格を尊重しながら、養育に努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、多様な学びの場や機会を提供し、支援に努めるものとする。

2 学校等は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう支援に努めるものとする。

3 学校等は、関係機関等と連携し、差別、虐待、体罰、いじめ等の未然防止、早期の発見及び対応に努めなければならない。

(地域住民の役割)

第9条 地域住民は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

2 地域住民は、相互に連携協力し、子どもが地域の一員として地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化、歴史に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

3 地域住民は、子育てへの関心と理解を深め、子育て家庭を応援するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、地域の一員として学校等、地域住民及び市と連携し、子どもを見守り、子育て家庭を応援するよう努めるものとする。

(取組の推進等)

第11条 市は、第6条第2項に規定する取組の実施状況及びこの条例の運用状況について、大牟田市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第32号）第1条に規定する大牟田市子ども・子育て会議において定期的に検証するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

<大牟田市子ども・子育て応援条例 ログマーク>



一番左は“親”その“親”が手をそえているのが“こども”。くるっとなつていくところは「i」で、左からそれぞれ「c・a・i (Children are important) = こどもは大切」というメッセージを表現しています。

6 用語集

●「こども」と「子ども」の書き分け

こども家庭庁設立準備室が令和4年9月に発出した事務連絡「「こども」表記の推奨について（依頼）」で示された判断基準に沿って、書き分けを行っています。

【判断基準】（1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合
- ③ 他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合

●「こども」と「若者」の定義

「こども」…18歳未満の者その他心身の発達の過程にある者。

※本計画の名称や一部の文脈においては、国のこども大綱やこども施策と同様に、若者を含む表現として使用。

「若者」…思春期、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者。及び施策によっては、40歳未満の者も対象。

●用語説明

医療的ケア児	日常生活を送るうえで医療的なケアと医療機器を必要とするこども。具体的には、たん吸引が欠かせないこどもや、胃や腸などから経管栄養を受けているこどもなど。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態のこと。
家庭教育	家庭内で行われる教育的行為のことであり、一生涯にわたり、発達段階・年齢等に応じ、自らの資質の向上のために継続的に学習するという「生涯学習」の一つ。
こども家庭センター	子育て家庭に対する相談支援を一体的な組織として実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として市町村が設置する機関。
こども大綱	こども施策を総合的に推進するためのこども施策に関する大綱。こども施策に関する基本的な方針や重要事項、推進するために必要な事項について、政府が定めているもの。
婚姻率・出生率、合計特殊出生率	婚姻率・出生率は、人口千人に対する婚姻数・出生数の割合。合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
不登校等	不登校児童生徒の定義は、何等かの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。
ヤングケアラー、若者ケアラー	「通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親や祖父母、年下の兄弟など、本来、大人が担うと想定されている家族のケアをしている18歳未満のこども」のことを言う。また、同様の状況の「18歳から概ね30代までの若者」を、若者ケアラーという。
要保護・要支援児童等	保護者のない児童、保護者に監護させることが不適当な児童及びその保護者、保護者の養育を支援することが必要な児童等をいう。虐待を受けたこどもに限らず、非行児童も含まれる。

大牟田市こども計画

令和7年3月

発行 福岡県大牟田市保健福祉部子ども未来室子ども育成課
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
TEL 0944-41-2248

未来を担う心豊かで元気な“こども”が
育まれるまちへ



まち全体でこどもと子育てを応援します！